

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2019(令和元)年度
9号(通算373号)
(令和元年12月25日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に
事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・
全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、
ならびに都道府県・指定都市社協に電子メー
ルにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|------------------------|--------|
| 1 | 令和2年度予算政府案が閣議決定される | …P. 1 |
| 2 | 第48回障害者政策委員会が開催される | …P. 9 |
| 3 | 第97回社会保障審議会障害者部会が開催される | …P. 10 |

II. その他の関連情報

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 東京2020パラリンピック競技大会開会式・閉会式出演キャストの一般公募開始 | …P. 10 |
| 2 | 【中央福祉学院】社会福祉主事通信課程 受講者募集開始!!
～福祉・介護の現場で働くあなたに～ | …P. 11 |
| 3 | 【中央福祉学院】「令和2年度第7期社会福祉士通信課程短期養成コース」
～第1次受講者募集中!!～ | …P. 12 |
| 4 | 【中央福祉学院】職場研修担当者研修会(第2回)のご案内
～人材育成の「基本」を習得できます!～ | …P. 14 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 令和2年度予算政府案が閣議決定される

政府は、12月20日(金)に令和2年度政府予算案を閣議決定しました。

令和2年度予算のポイントには、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算が掲げられています。

一般会計の歳入総額は102兆6,580億円(令和元年度当初予算比1兆2,009億円増)となり、歳入に占める税収は63兆5,130億円、公債金は32兆5,562億円であり、公債依存度は31.7%(令和元年度は32.2%)となっています。

歳出については、国債費が23兆3,515億円と歳出全体の22.7%を占め、これを除いた基礎的財政収支対象経費は79兆3,065億円となり、その内、社会保障関係費は35兆8,608億円に達し、歳出全体の34.9%を占めています。

厚生労働省予算案における一般会計の総額は、32兆9,861億円(令和元年度当初予算比1兆220億円増・3.2%増)に達し、その中の社会保障関係費は32兆6,323億円(同1兆494

億円増・3.3%増)です。

社会保障関係費の内訳は、年金12.5兆円(38.2%)、医療12.3兆円(37.6%)、介護3.4兆円(10.4%)、福祉等4.5兆円(13.6%)、雇用480億円(0.1%)となります。

障害保健福祉部関係の予算案については2兆1,528億円(対前年度増減額1,506億円増・7.5%増)、その内の障害福祉サービス関係費については1兆6,347億円(対前年度増減額1,310億円増・8.7%増)となりました。

令和元年度障害保健福祉部予算案の概要

◆予算額◆

(令和元年度予算額)	(令和2年度予算案)(対前年度増減額、伸率)
2兆22億円	2兆1,528億円(+1,506億円、+7.5%)

◆障害福祉サービス関係費◆

(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費等)

(令和元年度予算額)	(令和2年度予算案)(対前年度増減額、伸率)
1兆5,037億円	1兆6,347億円(+1,310億円、+8.7%)

【主な事項】

■ 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保	1兆5,842億円
■ 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】	505億円
■ 障害福祉サービス提供体制の基盤整備	174億円
【令和元年度補正予算案】	
障害者支援施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備等	83億円
■ 聴覚障害児への支援など障害児支援の推進【一部新規】	3.6億円
■ 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】	4.1億円
■ 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】	4.9億円
■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】	6.4億円
■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】	4.2億円
■ 障害者に対する就労支援の推進【一部新規】	14億円
■ 依存症対策の推進【一部新規】	9.3億円

(※()内の金額は令和元年度予算額)

1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

2兆1,304億円(1兆9,795億円)

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 障害児・障害者に対する良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

1兆5,842億円(1兆4,542億円)

うち障害児支援関係3,420億円(2,810億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総

合的に確保する。

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】

505億円(495億円)

障害者の理解促進や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。

(3) 障害福祉サービス提供体制の基盤整備(社会福祉施設等施設整備費) 174億円(195億円)

障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進するとともに、耐震化整備を進めることにより防災・減災対策を推進する。

(参考)【令和元年度補正予算案】

○ 障害者支援施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備等

83億円

災害時に入所者等の安全を確保するため、要配慮者の入所する障害者支援施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるとともに、災害に備えるための大規模修繕等の防災・減災対策等を進める。

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2,604億円(2,460億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)や障害児入所施設等を利用する者に対する医療を提供する。また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等

1,724億円(1,681億円)(略)

(6) 障害福祉の仕事の魅力発信【新規】 1,500万円及び地域生活支援事業(505億円)の内数

障害福祉分野における多様な人材の参入を促進するため、障害福祉の仕事の魅力を伝えるためのパンフレット・動画等の作成や、地域の関係機関等と連携し、障害福祉の現場を知るための体験型イベント等の開催を行う。

(7) 障害福祉分野におけるロボット等導入支援

5,200万円(1,500万円)

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット等の施設・事業所への導入を支援する。

(参考)【令和元年度補正予算案】

○ 障害福祉分野におけるロボット等導入支援

2.0億円

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット等の施設・事業所への導入を支援する。

○ 障害福祉分野におけるICT導入支援

2.0億円

障害福祉分野における生産性向上に向けた取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等に

における ICT 導入を支援し、その効果を測定・検証するモデル事業を実施する。

(8) 障害児・障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進 **地域生活支援促進事業のうち 6.1 億円 (6.1 億円)**

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門性の高い職員による家庭訪問や相談等を行うとともに、地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修等の実施、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進 **1,200 万円 (1,300 万円)**

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。

③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備 **地域生活支援事業 (505 億円) の内数**

成年後見制度の利用に要する費用の補助や法人後見に対する支援等を推進することにより、成年後見制度の利用を促進する。

(9) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援 **8.9 億円 (8.9 億円)**

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(10) 障害児支援の推進

① 障害児施策におけるインクルーシブな支援の推進【一部新規】 **地域生活支援事業 (505 億円) の内数**

児童発達支援センターにソーシャルワーカーを配置し、子育て世代包括支援センター等や市区町村子ども家庭総合支援拠点等との連携を促進するとともに、発達の気になる子どもと家族の相談支援を実施する。また、子育て親子等が集まる施設・場へ巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言や戸別訪問による支援を実施する。

② 医療的ケア児への支援の拡充【一部新規】 **地域生活支援促進事業のうち 1.4 億円 (1.3 億円) 及び 5,400 万円 (7,500 万円)**

地域において、医療的ケア児を受け入れる体制を促進するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児等への支援者の養成を行うとともに、地域で関係者が協議を行う場の設置や、医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築、医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施する。

また、ICT を活用し、外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

③ 聴覚障害児支援の推進

ア 聴覚障害児支援のための中核機能の強化【新規】 **地域生活支援促進事業のうち 1.7 億円**

保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・

補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援などを行う聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。

イ 手話通訳等の体制整備

地域生活支援事業（505億円）の内数

手話通訳者等の派遣などの意思疎通支援や手話奉仕員養成研修の実施など、引き続き市区町村における手話通訳等の体制整備を図る。

(11) 教育と福祉の連携の推進【一部新規】

地域生活支援事業（505億円）の内数及び900万円（300万円）

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進及び地域支援対応力の向上を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担う「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、発達障害における教育分野や福祉分野の情報を一元管理し、保護者等がその情報を活用しやすくするためのポータルサイトを構築する。

(12) 障害者施策に関する調査・研究の推進

4億円（5億円）

障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現状と課題を科学的に検証・分析し、その結果を政策に反映させていくため、調査・研究等への補助を拡充する。

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 芸術文化活動の支援の推進

4.1億円（3.0億円）

障害者文化芸術活動推進法（平成30年6月施行）を踏まえ、芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を通した障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援（相談、研修、ネットワークづくり等）を強化するとともに、全国に展開する。また、全国障害者芸術・文化祭開催県にコーディネーターを配置し、各地域でのサテライト開催との連携促進を図る。

(2) 障害者自立支援機器の開発の促進

1.2億円（1.2億円）

障害者自立支援機器の実用的製品化を促進するため、真に必要な機器のニーズ発掘のためのモデル事業を新たに実施することによる企業のシーズと障害者のニーズとのマッチング強化や機器の開発企業に対する支援を実施するとともに、特に障害者のニーズが高い製品を特定し、その開発に取り組む企業に対する支援を強化する。

(3) 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】

3.0億円（3.8億円）及び地域生活支援促進事業のうち1.9億円

「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」（読書バリアフリー法）の成立（令和元年6月28日公布・施行）を踏まえ、障害者の読書環境の向上を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やサピエ（※）を活用した提供を促進するとともに、新たに、点字図書館と公共図書館の連携強化や、肢体不自由等の障害や読字障害も含めた視覚障害者等の身近な地域における読書環境の整備等を推進する。

※ サピエ：視覚障害者等がインターネットを活用して点字・音声図書をダウンロードできるシステム

(4) 障害児・障害者の社会参加の促進【一部新規】

27億円(26億円)及び地域生活支援事業(505億円)等の内数
手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員養成の支援、身体障害者補助犬の育成等により、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 216億円(214億円)

(※地域生活支援事業等計上分を除く)

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】 6.4億円(5.7億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行う。

また、新たに、精神保健福祉士等を精神科病院等に配置し、精神障害者の一般住宅での継続的な地域生活を実現するためのモデル事業等を実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備 17億円(17億円)(略)

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

190億円(189億円)(略)

(4) てんかんの地域診療連携体制の整備 1,500万円(800万円)(略)

(5) 摂食障害治療体制の整備 1,200万円(1,000万円)(略)

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 4.2億円(3.8億円)

(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援【一部新規】

地域生活支援促進事業のうち1.6億円(1.3億円)(略)

(2) 発達障害の初診待機解消 地域生活支援促進事業のうち8,200万円(8,100万円)(略)

(3) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及【一部新規】 1.4億円(1.4億円)(略)

4 障害者に対する就労支援の推進 14億円(14億円)

(※地域生活支援事業計上分を一部除く)

(1) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

地域生活支援事業(505億円)の内数

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施するため、意欲的な企業や自治体について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に加え、自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自治体が支援を行う。

(2) 工賃向上等のための取組の推進

地域生活支援促進事業のうち3.2億円(2.9億円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

(3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

地域生活支援促進事業のうち7.8億円(8.1億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

(4) 農福連携による障害者の就農促進

① 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトの実施

地域生活支援促進事業のうち2.8億円(2.7億円)

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、都道府県単位のほか、ブロック単位でも開催できるよう、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充する。

② 林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の実施【新規】

5,200万円

農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農業以外にも林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック(事例集・マニュアル)を作成するとともに関係者による農福連携等推進協議会を開催することにより、横展開を図る。

③ 農福連携に対応した地域関係者を結ぶ共同受注窓口の取組強化(再掲)

全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

(5) 工賃等向上に向けた全国的支援体制の構築

1,100万円(1,200万円)

全国の工賃・賃金向上の実事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。

5 アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策の推進

9.5億円(8.2億円)(略)

6 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービスの再構築支援(復興)

1.5億円(2.1億円)

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置(復興)

1,500万円(1,500万円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(3) 被災地心のケア支援体制の整備(一部復興)

3.5億円(3.9億円)及び被災者支援総合交付金(155億円)の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を図る。また、被災地の様々な心のケア活動に係る調査研究等を実施する。

さらに、熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施するとともに、平成30年7月豪雨や令和元年台風19号等による被災者の心のケアに対応するため、市町村等が行う被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

※ 上記のほか、各自治体の復興計画で令和2年度に復旧が予定されている東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(参考)【令和元年度補正予算案】

○ 障害者支援施設等の災害復旧

15億円

令和元年台風第19号等により被災した障害者支援施設等の復旧に要する費用に対して補助を行う。

○ 障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別軽減措置

4,900万円

令和元年台風第19号により被災した住民について、市町村等が障害福祉サービス等を利用した際の利用者負担額を免除した場合、その利用者負担相当額の全額を国が財政支援する。

○ 障害者支援施設等の災害時情報共有システムの整備

1.1億円

災害時に障害者支援施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを整備する。

厚生労働省における各部局の予算案の概要は下記、厚生労働省ホームページにて公表されています。

[厚生労働省 HP]ホーム > 政策について > 予算および決算・税制の概要 > 予算
> 令和2年度厚生労働省所管予算案関係 > 令和2年度各部局の予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20syokanyosan/gaiyou.html>

2. 第48回障害者政策委員会が開催される

内閣府は、障害者政策委員会（委員長：石川 准 静岡県立大学教授/以下、「政策委員会」）（第48回）を12月12日（木）に開催しました。今回の政策委員会では、前回に引き続き、障害者差別解消法の施行後3年の見直しの検討に関する審議と、障害者統計の充実に係る検討状況に関して報告がありました。

（1）障害者差別解消法の施行後3年の見直しの検討について

障害者差別解消法の見直しの検討に関しては、初めに前回の委員会で御意見をいただいた「障害のある女性への差別」に関して、DPI女性障害者ネットワークへのヒアリングが行われました。次に、事業者の合理的配慮に関するヒアリングが、公益社団法人日本医師会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全私学連合の3団体に対して行われました。

全社協からは、寺尾 徹 常務理事が出席し、障害者差別解消法の見直しに関して、下記3点を意見として述べました。

（提出資料一部抜粋）

3. 障害者差別解消法の見直しに向けて

障害のある方の日常生活や社会生活において、事業者との関わりは広範にわたり、それぞれの場面において、合理的配慮が適切に提供されなければ、障害のある方に対する差別の解消は図られないと考える。

障害者差別解消法を実効性のあるものにし、障害のある方が、それぞれの地域で安心・安全に生活していくためにも、公私問わず合理的配慮の提供は行われるべきである。事業者による合理的配慮の提供の義務化にあたっては、以下の対応が必要である。

- ① 平成29年度障害者に関する世論調査(有効回答数1,771人)において、障害者差別解消法を「知らない」と答えた者の割合は77.2%に及んでいる。事業者の合理的配慮を含め、法に対する国民の理解の促進のため、より強力な周知・啓発の取り組みが必要である。法および合理的配慮に関する正しい情報が国民一人ひとりに周知されることが必要であり、障害に関する知識・理解の推進と、差別解消に向けた意識の醸成を進めていくための施策を、早急に推進すべきである。
- ② 事業者における合理的配慮の提供を推進するためには、事業所の業態や規模、財政等によらず、施設改修などの環境の整備や、合理的配慮の提供が可能となるよう、国において助成制度の創設など財政支援についても検討すべきである。
- ③ 合理的配慮に向けた建設的対話が困難な方、意思表示が難しい障害のある方について、権利が侵害されることがないように、意思決定の権利が保障され、支援策が講じられる環境を早急に整備すべきである。

その他、障害者差別解消法の見直しの個別課題である「相談・紛争解決体制」「障害者差別解消支援地域協議会の設置促進・活性化」について、内閣府からの説明をふまえ審議が行われました。障害者差別解消法の見直しに関しては、これまでの審議内容をふまえ、次回委員

会(1月27日開催予定)において、障害者政策委員会の意見の取りまとめの案が示され、議論が行われる予定です。

(2) 障害者統計の充実に係る検討状況について(報告)

障害者統計の充実については、障害者権利条約の政府報告や第4次障害者基本計画等において、その推進を図ることとしています。

加えて、「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」(略称：インクルーシブ雇用議連)からの平成30年5月の提言書も踏まえ、障害者と障害のない者との比較を可能とするための障害者統計の充実について、関係府省(内閣府・総務省・厚生労働省)で検討を進め、今般、内閣府において「障害者統計の充実に係る調査研究事業」が行われています。

本調査研究事業では、障害の有無に関する設問を盛り込んだ試行的な調査として、年明けより、インターネットモニター調査と紙面調査を行い、調査結果の分析・検証を行うとともに、障害の有無に関する設問の在り方や当該設問を設けて統計を充実することの政策的意義・必要性等について議論を行い、3月末までに報告書を取りまとめる予定です。

[内閣府HP]ホーム > 内閣府の政策 > 共生社会政策トップ > 障害者施策 > もっと詳しく > 推進体制 > 障害者政策委員会

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html

3. (厚生労働省) 第97回社会保障審議会障害者部会が開催される

厚生労働省は、社会保障審議会障害者部会(部会長：駒村 康平 慶應義塾大学教授／以下、「障害者部会」)(第97回)を12月16日(月)に開催しました。

今回の障害者部会では、「電話リレーサービス」「障害者就労に係る最近の動向」「『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』(地域共生社会推進検討会)の検討状況」などの障害福祉施策の動向に関して、報告・確認が行われました。

当日の配布資料等については、下記URLをご参照ください。

[厚生労働省HP]ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 >

社会保障審議会(障害者部会) > 社会保障審議会障害者部会(第97回)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00015.html

II. その他の関連情報

1. 東京2020パラリンピック競技大会開会式・閉会式出演キャストの一般公募開始

今年度の全国社会就労センター総合研究大会(徳島大会)において「特別講演」をいただいたNPO法人スローレーベル 理事長 栗栖 良依氏が総合プランニングのディレクターとして関わっておられる、東京2020パラリンピック競技大会の開会式・閉会式のキャストオーディションが開始されました。

栗栖氏は今回の企画に対し「障害の種別や程度を問わず、挑戦したいと願う障害のある方

に挑戦の機会をつくりたいという思いでつくった」とのお気持ちを述べられています。

【概要】(※HPより抜粋)

パラリンピックは障がいのある方を対象とした世界最高峰のスポーツ大会です。この大会の開催をきっかけとして障がいの有無に関わらずお互いを尊重し合える共生社会の実現を目指しています。障がいなど、生活上ご自身で何らかの制約があると認識されているパフォーマーの活躍する舞台の拡大を企図すると共に、パラリンピック後もレガシーとして後世に残していくため、東京2020パラリンピック競技大会の開会式・閉会式に出演するキャストのオーディション(書類・動画審査及び面接審査)を実施します。

個人またはグループでの募集となっており、詳細は、下記ホームページをご参照ください。(募集期間は12月10日(火)から1月10日(金)となっています。)

[東京2020大会公式サイト] ホーム > 大会について > 開会式・閉会式 >

東京2020パラリンピック競技大会開会式、閉会式出演キャストオーディション募集要項

<https://tokyo2020.org/jp/games/ceremony/paraentertainer/>

2. 【中央福祉学院】社会福祉主事通信課程 受講者募集開始！！

～福祉・介護の現場で働くあなたに～

全社協・中央福祉学院では、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員が、社会福祉主事資格を取得するための通信課程の受講者を募集しています(公務員課程は別途3月に募集開始予定)。「社会福祉主事」は、福祉事務所等で必要とされる公務員の任用資格ですが、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの民間社会福祉事業の現場においても、福祉職員の基礎的な資格として準用されています。福祉系学校を卒業していない方や、事務職の方にご受講いただくことで、現場の福祉力向上に寄与できるものと考えています。

中央福祉学院の課程の特徴

- 通信課程だから働きながら受講できます。
- 1年間で資格取得を目指せます。
- 毎年全国から約4,000名の方に受講いただいています。
- 修了率は90%以上。修了者の満足度95%。
- 70年近い伝統と20万人を超える実績。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設への入学資格を得ることができ、社会福祉士への近道となります。

※相談支援専門員、障害分野のサービス管理責任者の実務経験年数短縮にも活用可能です。

詳しくは中央福祉学院ホームページより『受講案内』をご覧ください。皆様からのお申し

込みを心よりお待ちしております。

通信課程の概要

- (1)受講期間：2020年4月～2021年3月（1年間）
- (2)学習内容：自宅学習による答案作成（16科目）、集合研修（5日間）
- (3)集合研修会場：中央福祉学院（神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44）
- (4)受講料：89,000円（消費税等込額。テキスト・教材費、集合研修料含む）
- (5)申込締切：2020年1月31日（金）
- (6)詳細・申込：中央福祉学院ホームページ
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course295.html>
- (7)問合せ：全社協 中央福祉学院 TEL：046-858-1355

3.【中央福祉学院】「令和2年度第7期社会福祉士通信課程短期養成コース」

～第1次受講者募集中！！～

現在、わが国では、地域共生社会の実現に向け、複合化・複雑化した福祉課題を受けとめ、多機関と協働して包括的な相談支援体制を構築することが求められています。ソーシャルワークの専門職として総合的な実践能力を有する社会福祉士に期待される役割の高まりとともに、その活躍の場は、社会福祉にとどまらず、医療・教育・司法といった領域まで広がりつつあります。

全社協・中央福祉学院などの社会福祉主事養成機関を修了され、指定施設において相談援助業務に2年以上従事した方は、社会福祉士短期養成課程の入学資格を得られます（社会福祉法第7条第9号）。本学院の短期養成課程では、平成26年の開設以来、卒業生2,374名、国家試験合格者1,001名を輩出しております。

つきましては、貴法人職員の専門性のさらなる向上、キャリアアップに向け、ご受講をご検討くださいますよう、ご案内申しあげます。

本課程の概要

修業期間：令和2年4月16日～令和3年1月15日（9か月間）

定 員：560名

費 用：入学選考料5,100円（推薦申込の場合は不要）

（税込） 授業料188,400円

実習指導料234,300円（実習履修者のみ）

受講資格：入学案内（中央福祉学院ホームページに掲載）をご覧ください。

選考方法：①推薦申込⇒入学申込書類および施設長等の推薦状

（推薦状の見本等は下記ホームページに掲載しております）

②一般申込⇒入学申込書類および小論文

※①、②とも実習要履修者には別途、実習小論文有。

申込方法：下記の中央福祉学院ホームページより入学案内をダウンロードのうえ、必要書類

を郵送してください。

申込締切：ただいま第1次募集中です。

※定員に達した会場は締め切る場合もありますので、最新の情報は中央福祉学院ホームページでご確認ください。

本課程の特色

(1) 3会場において土日を中心としたスクーリングの開催

全国3会場(東京・神戸・ロフォス湘南)、土日を中心としたスクーリング日程という、働きながら学びやすい学習環境を整えております。

(2) 試験対策プログラムの充実

通信課程と並行して、自宅学習用メール配信、試験対策講座や全国統一模擬試験等を実施、「ここだけは!」などの試験対策資料を発行し、国家試験に向けたサポートも行っています。

本課程の入学要件

中央福祉学院等の社会福祉主事養成機関を修了後*、指定施設における相談援助業務**に2年以上従事した方等です。

注* いわゆる「3科目主事」や「社会福祉主事講習会」は含まれません。

注** 相談援助業務の実務経験として認められる職種は、下記のとおりです。

〔障害者支援施設の場合〕生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者

〔地域活動支援センター、身体障害者福祉工場の場合〕指導員

〔身体障害者更生援護施設、知的障害者更生援護施設の場合〕生活支援員、生活指導員

〔精神障害者社会復帰施設の場合〕精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員

〔障害福祉サービス事業を行う施設の場合〕生活支援員、サービス管理責任者

〔就労移行支援を行う施設の場合〕生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者

〔一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、相談支援事業を行う施設の場合〕相談支援専門員

〔救護施設の場合〕生活指導員

その他の施設・事業所における相談援助業務を含め、詳しくは、中央福祉学院ホームページ「社会福祉士通信課程短期養成コース」を参照ください。

専門実践教育訓練給付金で学費返還

厚生労働大臣指定「専門実践教育訓練給付金講座」に更新申請中です。

所定の支給要件を満たし、必要な手続きをハローワークで行った方に、修了後、受講料の50%が、第33回国家試験に合格し社会福祉士登録をすればさらに20%が返還される制度です。この支給対象となるためには、令和2年3月15日までに、ハローワークで事前の申請手続きを行う必要があります。

◆専門実践教育訓練給付金についてのリーフレット(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000571214.pdf>

受講資格の詳細、入学案内・申込書(PDF)は、中央福祉学院ホームページをご確認ください。

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course291.html>

皆様のお申し込みをお待ちしております。



4. 【中央福祉学院】職場研修担当者研修会（第2回）のご案内

～人材育成の「基本」を習得できます！～

社会福祉法人・社会福祉施設・社会福祉協議会のあり方が大きく問われている中で、人材の定着・育成がもっとも重要な課題といえます。そこで、本研修会は、演習を中心に、人材育成（研修）担当者に向けて職場での人材育成に関する知識、及び技術の習得を図ることを目的に開催いたします。詳しくは中央福祉学院ホームページより「受講案内」をご覧ください。

過去に受講された方々からの声

「人材育成の大切さは知っていた。でもそれはなぜ大切なのか。なぜ今やらなければいけないのか説明ができず、もやもやして何からすべきかわからずにいた。しかし、3日間の研修で理由もわかり、何から始めればよいかも明確にわかった。これからさらに忙しくなりそうだ。」

「全体的にワークが多く、身につく研修だった。ぼんやりとしていた考えがクリアになり、とても勉強になった。今後に活かしたいと思う」

「戻ったらすぐ実践に移せるくらい理解できた。内容も濃く、ためになる研修だった」

皆様からのお申込を心よりお待ちしております

研修の概要

- (1) 研修日程：2020年2月20日（木）～2月22日（土）
- (2) 受講対象者：社会福祉法人・施設等における人材育成（研修）担当者
定員 120名（先着順）
- (3) 研修会場：中央福祉学院（ロフォス湘南） 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44
- (4) 受講料：15,700円
- (5) 申込締切：2020年2月3日（月）（定員に達し次第申込を締め切ります。）
- (6) 詳細・申込：中央福祉学院ホームページ
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course1313.html>
- (7) 問合せ：中央福祉学院 TEL：046-858-1355